



Kodak Color Control Patches

© Kodak, 2007 TM: Kodak

進

呈

は加里
ます
これさし

使用者の心得

三州西尾

鍋屋

辻利八三器店

度量衡使用者の心得

(愛知縣度量衡檢定主任) 泉名高次郎口述

● 第一 度量衡

度(ものさし)量(ます)衡(はかり)は貨幣より大切なるものにて人世一日も無るべからざる要具なり故に検査を受けざる度量衡器は販賣するを得ざるの定めなれども従來制度の不備なりしより彼のぼてふりが買出しと問屋納めに同一相場を用ゐる尙ほ利益を占むるの一例に考ふるも物貨をはかる標準として信用をおく能はざりしたため第一期の國會にて度量衡法を議定し明治廿四年に法律第三號の發布となり明治廿六年一月一日同法實施の後は検査方法を嚴にし器物の改良見るべきものあれども舊器の廢止急にては商工業の恐慌を來すを憂ひ舊器使用に七ヶ年の猶豫を與へたる

目 次

- 第一 度量衡
- 第二 意外の犯則
- 第三 定期檢定
- 第四 新舊器の區別
- 第五 使用上の注意

愛知県文化会館

500950

A609
1

を以て今や新舊器は混亂して度量衡器の紛雜甚しく十一貫掛の秤にて四斗儀一俵を掛け得る舊千木秤あれば八十貫掛にて二十匁の差を知り得る新臺秤あり甲は五割の差を見出し難く乙は四千分一の少なき差をも知り得べきため信用を重んずる商工業家は早く既に新器と引換られしも然らざるものは官許を得たる盜賊を自任して良民を欺き暴利を貪ばり居れり然れども此紛擾は近く明治三十二年に至り一掃せらるべき望みあり

● 第二 意外の犯則

悪をなすの方法は何事に限らず通常人の豫測し難き種々不可思議の働作をなす事也へ一々枚舉し得べからず只度量衡に關するもの、中至嚴なる罰則あるにも心つかせ偶然刑罰に觸るゝもの多きを認め取締の少しく密なるに従ひ續々違反者を生ずるを恐れ茲に二三を摘記すれば

● 桿秤(千木秤、皿秤等)の緒紐を自儘に取替へたるもの ● 榭の縁鉄等に自儘に釘を打ち修理したるもの ● 竹の棒などを斗概として使用するもの ● 何貫何斤と稱へ賣買授受するにばんど臺秤(無檢定のかんく)を使用するもの ● 弦鉄のまがれる榭若くは糟糠の附着したる榭を使用するもの ● 檢査漏れの古榭或は箱を用ゆ五合一舛など、稱へ塩、芋、磨砂などを賣買するもの ● 矢立、小刀の鞘などに度量器の目盛をなし無檢査のま、販賣するもの ● 無檢印の間竿、間繩などを土地丈量等に用ゆるもの ● 繭を賣買授受するに紙榭、たゝみ榭など無檢印のものを用ゆるもの ● 斗概を捲きたる鉄葉又は銅の剝離したるものを用ゆるもの
以上いづれも拾圓以上貳百圓以下の罰金に處せらるべく(度量衡法第十五條)酒、醬油、酢をはかる榭、調劑用天秤分銅等汚染磨滅毀損により證印の識別しがたきもの、檢定を受けざれば拾圓以上廿五圓以下の罰金に

處せらるべし(度量衡法施行規則第四十四條)度量衡器を偽造し又は變造して販賣したるものは二年以上五年以下の重禁錮に處し拾圓以上五拾圓以下の罰金を附加せられ官の記號印章を偽造し又は盗用したるときは偽造官印の各本條にてらし重きに從て處斷さるべく(刑法第二百廿七條)定規を増減したる度量衡を使用して利を得たるものは詐偽取財を以て罰せらるべく只定規を増減したる度量衡を所有し居りたるのみにても一月以上三月以下の重禁錮に處し貳圓以上貳拾圓以下の罰金を附加せらるべし度量衡に關する犯罪は以上の如き罰則あるのみならず店の信用を墜落營業上に影響すること他の罪過を犯したるより一層はげまかるべし

● 第三 定期檢定

檢印ある度量衡を買入れたれば一代、二代、孫曾孫の代まで其儘使用し

得べきものと思ふべからむ明治卅二年に悉皆檢査を受け其後五年目毎に定期檢定を受けざるべからず此檢査を受けざる度量衡器を使へば拾圓以上貳百圓以下の罰金に處せらるべし檢印ある度量衡器も長くて五年より多くは使用するを得ず最も定期檢査の際には各郡市に一ヶ所か二ヶ所の特設檢定所を設け半月か一月づゝ檢査せらるべければ其時期を失はむ檢定を受らるべし中には商賣に使用せざるゆへ檢査を受くるに及ばむなど言ふものあれども檢定を受けざれば度量衡たる資格なきものとなるゆへ偶々授受に使用せば直に罰金に處せらるゝなり或人は卅二年に檢査を受けねばならぬものならば今日の儘の器物を夫迄辛棒して使ふべしなど申さるれども三十二年に檢査を受け合格せざる様の器物を賣買に使用し居る如き商人は盜賊と相去る若干なるべきか各自所有の度量衡器が不完全にして差狂ある事を知らば直に使用を停止すべし若し之を使へば拾圓以

上の罰金に處せらるべく必ずしも三十二年を待つにあらざるなり
 現今使用せる度量衡器は凡八百萬箇にして此内二十六年前の製作にかゝ
 るもの凡四五百萬箇は大概不合格となるべく從て明治三十二年に於ける
 度量衡器の需用夥しきため供給に不足を生し製品は粗惡となり價格は
 騰貴すべき恐れあれば使用者は一日も早く精良なる器物を撰び購入する
 方利益なるべし現に某縣の如き取締のすこしきびしかりしたため數多き犯
 罪者を出せしのみならず供給不足にて營業に差支へたる事あり注意すべ
 きなり

● 第四 新舊器の區別

新器も舊器も一尺といひ一舛といひ一貫といふに違ひはあらざれども廿
 六年前には確定せる原器なかりしたため府縣毎に多少度器に長短あり量器

に大小あり衡器に輕重あるを免れず改正後は此弊なきと構造に著しき變
 更ありしたため舊器中新器の規定に合ふもの少なく三十二年定期檢定にて
 廿六年前の製作にかゝるもの、中桿秤の全部及び度量器の大半は不合
 格たるべし此等を詳知せんとならば改訂増補度量衡解説附度量衡法規類
 集各國度量衡比較表(賣捌所名古屋市本町三丁目川瀬代助實價金拾貳錢)
 等の書籍につき調査すべし今新舊器檢印の異なる点を擧ぐれば



明治九年舊器檢査ニ用ヒシモノ
 斗量ニハ大ノ烙印ヲ用ヒ

曲 鯨 換

尺度權衡ニハ小ナル打込印ヲ用ユ
 檢ノ字ハ秤ノ錘等ニ用ユ
 曲鯨ノ二ツノ印ハ度器ニ用ヒ



水量印ハ水量樹ノ縁ニ用ユ



明治二十五年マデ此印章ヲ用ユ

以上は舊器の檢印にて明治廿六年後は年号印廳府縣印証印を用ゆる事例へば三十年愛知縣檢査には次の印章を用也

卅アイ正 大中小各種烙印打込ミ印アリ

明治三十一年以後は左の檢印を用ひ年号印廳府縣印を廢す



大中小各種打込印烙印アリ

量器製作人中二十六年後の品に舊器檢印に紛はしき印章を樹の側面に附せしものあり混同するなきを要す

● 第五 使用上の注意

明治二十六年前の度量衡器は定まれる模倣に倣ひ製作したるものなりし也へ格別の差異なく桿秤の如き極めて簡單なる作り方にて棒に麻紐を貫き之に目盛をなせしのみなるを以て時に天秤棒の代りに用ゆるも著しき差狂も生ぜざりしが改正後は價格に高下あり材料に精粗あるは勿論作り方に種々巧みを尽しあれば購求の際に注意を要す

度量衡器は一般に大切に使用すべきは勿論なれども特に桿秤の支点重点は舊器と異なり感じをよくするため角度鋭き鋼鉄を用ひあれば取扱の粗畧ならんには忽ち差狂を生ぜべく鋼鉄に鏽を生せば使はざる中にも感量を減すべし桿秤の空懸にて桿の上下に傾くは乾くと濕るとによる事多し感じをよくせしより生ずる弊なり又臺秤の如き使用上の便なるより日に増し多く世間に用ゐらるれど平坦なる場所に据置かざれば量目に相違を生ぜべし敷石板敷其他堅固なる臺板等平坦なる場所に据付け重さを載

十
する蓋板を動かして四隅のがたつきを試み空懸けにて正否をたゞして後貨物を秤るべし書狀掛、萬物掛等の金屬桿秤も据付けに注意し他物に觸れざる様取扱ふべく凡て緻密なれば緻密なるほど丁寧に取り扱はざれば速に差狂を生ずる恐れあり樹にて物を量るには務めて振動をふせぐべく斗概のひき方の早さと遅さとより容量に相違を生ぜべく麻布革等にて作りたる度器は濕ると乾くことにより伸び縮みを生じ易ければ竹製度器に較べ試むべし

明治三十年十二月廿二日印刷
明治三十年十二月廿七日出版

(非賣品)

編輯兼
發行者

近藤 堅之助

愛知縣名古屋京町九十四番戶

印刷所

近藤活版印刷所

愛知縣名古屋京町九十四番戶

度量衡販賣廣告

弊店ハ三器開店以來日尙淺シト雖モ益顧客ノ信用ヲ厚フシ
日ニ増シ昌盛ヲ極メ欣舞不斜候
就テハ將來一層ノ勉強ヲ以テ愛知製ハ勿論其他全國有名ノ
製作所ヨリ精良ナル器物ヲ撰擇シ販賣仕候間他店ノ品ト御
比較ノ上御買上願度殊ニ定期檢査切迫ノ際需用夥シキ折柄
弊店御信用ノ上御懸念ナク御用仰付ラレ度希望仕候
附言はかりのひもかへ等モ特別入念堅牢ニ調進致候間何卒御用仰付下サレ
度候也

愛知縣幡豆郡西尾町

鍋屋

萬金物商
度量衡販賣

辻利八店

愛 知 県



1105009504

609

1